

○研修を受講するにあたって

研修を効果的で実りあるものとするためには、

各市町村等においては

- ・受講者が研修に専念できるように業務を調整すること。
- ・研修をする「目的」や組織としての「期待」を伝え、意欲を持って研修に参加できるように動機づけを行うこと。
- ・「人材育成は職員のより一層の向上を図るための職責である」ことを意識すること。

また、受講者自身が

- ・「この研修で何を取得し、どう生かすか」という目的意識を持つこと。

が大切である。

【令和8年度 取組方針】

当研修センターでは、「市町村職員研修基本計画（令和5年度～令和9年度）」に基づき、県内の各市町村等で策定された人材育成基本方針等を踏まえ、集合研修所としての役割である「職員の能力の向上」及び「人材育成」に取り組むとともに、職員間の相互交流や情報交換等を図るため、階層別研修における「意見交換会」も計画しながら、研修を実施します。

I 研修概要

令和8年度においては、各市町村等の意見や受講者アンケート結果を参考に、市町村職員研修検討委員会において研修科目や内容等についての検討を行い、令和7年度よりも4課程多い50課程の研修を計画しました。

研修は、対面での集合研修を基本としつつ、「一般職員研修Ⅰ」でのeラーニング研修を継続するとともに、オンライン形式やハイブリッド形式による研修の実施など、遠隔地の受講者が受講しやすい研修環境の整備を行います。

主な変更点は、以下のとおりです。

(1) 一般研修（階層別研修）

県合同で実施している「管理者研修」については、年1回開催に変更します。

また、「新規採用職員前期研修」の内容のうち「文書事務」を録画配信に変更するとともに、「定年延長セカンドキャリア研修」は1日研修を半日研修に変更し、対面研修のみの開催とします。

(2) 選択研修（能力開発研修）

選択研修では、管理能力、政策形成能力、法務能力、業務遂行能力、意識改革など種々の能力向上を図るため、必要に応じて個別に選択できるよう設定しています。

また、市町村等から要望が多かったカスタマーハラスメント対応について学ぶ講座を「カスタ

マーハラスメント対応研修」として新設し、県合同で開催します。これに伴い、これまで県合同で実施していた「クレーム対応セミナー」は当研修センター単独開催のみに変更します。

(3) 専門実務研修

市町村等における契約事務や公会計簿記、債権徴収事務など、職務遂行のために必要な専門的知識や技能の向上が図られるよう、各市町村等職員の業務に直結する研修を実施します。

また、「公会計のための簿記セミナー（基礎編）（実践編）」、「財政財務事務研修」及び「税務関係職員初任者研修」を試行的にハイブリッド形式で開催します。

(4) 指導者育成研修

「OJT（職場内訓練）指導者育成研修」を休止し、新たに「メンター研修」を開催します。

(5) その他

昨年度から「市町村振興セミナー」として実施している「若者と雇用動向に関するセミナー」を今年度も引き続き開催し、市町村等の職員以外でも参加できるように広く案内を行います。

(6) 各市町村等が自ら実施する研修等に対する支援

- ・外部専門講師、県職員及び研修センター職員等の派遣による出前研修
- ・自治大学校、市町村職員中央研修所等研修機関への研修派遣助成
- ・各市町村等が自ら実施する研修の企画等に関する助言
- ・各市町村等が自ら実施する研修への講師紹介
- ・研修用DVD・書籍等研修用教材の貸出し
- ・協会ホームページによる研修情報の提供

2 個別研修

(1) 海外派遣研修

派遣計画に基づき、海外の優れた施策、事例及び文化を学び、同時に国際的な感覚と広い視野を得ることにより市町村の施策展開に資することを目的として実施するものです。令和2年度から4年度までは新型コロナウイルス感染症の流行により中止しましたが、令和5年度に再開し、令和7年度はスウェーデン、フィンランドに派遣しました。

令和8年度は新計画（計画期間：3年間／令和10年度まで）に基づき、アジア（台湾、タイ）に派遣します。

(2) ブロック研修

当研修センターで開催する研修には、県内各市町村等から多くの受講者が集まりますが、遠隔地の受講者は宿泊費等の予算確保や長時間の移動による時間的制約など多くの負担を強

いられます。それらを軽減し、より受講しやすい研修環境を確保するため、県内の地域ごとにブロック研修を開催します。

(3) 出前研修

今年度も市町村職員等に研修の機会をより多く提供するため、各市町村等に講師を派遣し、「出前研修」を実施します。なお、当研修センターの職員が登壇して行う「公務員倫理研修」及び「接遇研修」については、令和8年度末をもって終了します。

3 ひとつづくり助成金交付事業

(1) ひとつづくり助成金

市町村等における人材育成を支援するため、以下の研修機関に職員を派遣する市町村等に対し、費用の一部を助成します。

- ・市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）
- ・全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）
- ・自治大学校
- ・国土交通大学校
- ・全国建設研修センター
- ・日本下水道事業団
- ・地域活性化センター

(2) アカデミー派遣推進助成金

平成 28 年度以降に「ひとつづくり助成金」の活用実績のない市町村が以下の研修機関に職員を派遣する際に、研修に要する費用を助成します（令和3年度から実施）。

- ・市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）
- ・全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）

(3) 固定資産税事務研修助成金

令和6年度をもって廃止した「税務関係職員固定資産税事務研修（土地中級、家屋中級）」の代替措置として、一般社団法人日本経営協会が行う「固定資産税」関連の研修に職員を派遣する市町村に対し、研修受講に要する費用を助成します（令和9年度までを予定）。

4 研修推進体制

(1) 各市町村等との連携

当研修センターは、各市町村等の合同研修を行う拠点です。職員の計画的な研修受講や適切な研修管理が行われるためには、これまで以上に各市町村等とより一層緊密な連携を図ります。

このため、年に2回、研修担当主管課対象の説明会を開催（第2回はオンライン開催予定）するほか、「市町村職員研修検討委員会」、「市町村職員研修検討委員会幹事会」、「自治体訪問」等における様々なご意見、ご要望を踏まえながら、研修の企画運営を行います。

(2) 県との連携

当研修センターにおける研修の実施にあたっては、県の研修機関である自治学院との連携は重要であることから、これまでも合同研修の開催や情報交換を活発に行ってきました。

今後も、自治学院はもとより、県市町村課や県人権同和对策課などから新規採用職員研修等の講師派遣に対し、全面的なご理解、ご協力をいただきながら、さらなる研修の充実を図るとともに、県との連携体制を強化します。

【令和8年度 県との合同開催研修】

- ・「管理者研修」
- ・「行政と争訟セミナー」
- ・「カスタマーハラスメント対応研修」